

平成28年度

事業報告書・収支決算書

平成29年度

事業計画書・収支予算書

(案)

西成連区地域づくり協議会

一宮市民憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曽の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

1. いのちを大切にし、
だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。
1. ちきゅうを愛し、
自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。
1. のびやかに青少年が育ち、
個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。
1. みどり豊かなふるさとを守り、
活力ある産業のまちをつくります。
1. やさしさと思いやりに満ち、
夢と希望があふれるまちをつくります。

平成19年3月28日制

総 会 次 第

開 会

市民憲章唱和

会長あいさつ

議案第 1 号 平成 2 8 年度事業報告および収支決算報告について 監査報告

議案第 2 号 会則の一部改正について

議案第 3 号 役員改選について

平成 29 年度西成連区地域づくり協議会役員名簿

議案第 4 号 平成 2 9 年度事業計画（案）について

議案第 5 号 平成 2 9 年度収支予算（案）について

閉 会

議案第1号 平成28年度事業報告および収支決算報告について

1. 事業報告

(1) 会務関係

年	月	日	内 容
28	4	4	第1回生活環境部会
		7	第1回広報部会兼たより編集会議
		11	第1回健全育成部会
		20	第1回地域福祉部会
		22	第1回安心安全部会
		25	町会長協議会に対する説明会「地域づくり協議会とは」
		28	第1回生活環境部会チーフ会議
	5	2	第2回広報部会兼たより編集会議
		9	第1回地域振興部会
		31	第1回地域づくり協議会部会情報交換会
	6	6	第2回生活環境部会
		7	第3回広報部会兼たより編集会議
		9	第2回地域福祉部会
		13	第2回健全育成部会
		24	第2回安心安全部会
	7	4	第2回地域振興部会
		5	第4回広報部会たより兼編集会議
	8	1	第1回安心安全部会、地域福祉部会合同部会
		3	第5回広報部会たより兼編集会議
		4	第2回地域づくり協議会部会情報交換会
		18	第3回健全育成部会
		22	町会長協議会に対する説明会「見守りネットワークについて」
		26	第3回生活環境部会
	9	5	第3回地域振興部会
		6	第6回広報部会たより兼編集会議
		12	第3回地域福祉部会
		15	第3回安心安全部会
	10	3	第4回生活環境部会
		3	第4回健全育成部会
		4	第7回広報部会たより兼編集会議
		19	第3回地域づくり協議会部会情報交換会

年	月	日	内 容
28	11	1	第5回生活環境部会
		2	第8回広報部会たより兼編集会議
		7	第4回地域福祉部会
		17	第4回安心安全部会
	12	5	第6回生活環境部会
		6	第9回広報部会たより兼編集会議
		8	第4回地域振興部会
		12	第5回健全育成部会
		15	第5回安心安全部会
		19	第4回地域づくり協議会部会情報交換会
	29	1	6
10			第2回生活環境部チーフ会議
12			第5回地域振興部会
17			第5回地域福祉部会
23			第5回地域づくり協議会部会情報交換会
2		6	第7回生活環境部会
		7	第11回広報部会たより兼編集会議
		13	第6回健全育成部会
		23	第6回安心安全部会
		27	第6回地域福祉部会
3		2	第6回地域振興部会
		7	第12回広報部会たより兼編集会議
		9	役員会
		28	総会

(2) 事業内容

ア. 地域福祉部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
9・19	<p>敬老会</p> <p>(1) 満75歳以上(4,641名)の長寿のお祝い式典、演芸、お楽しみ抽選会を開催 全員に祝品を贈呈 平成22年度以降引き続き、敬老者がくつろげる親しみの有るものとなるよう心がけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平場での式典 ・歓談コーナーの設置 ・連区内小中学生全員からの直筆手紙の贈呈 ・西成中、東部中ボランティアによる案内、誘導 <p>(2) 数え100歳以上(22名)に祝金を贈呈</p>	<p>瀬部小 西成小 赤見小 浅野小</p> <p>西成小、赤見小</p>	<p>3,230名</p>
11・11	<p>認知症</p> <p>市高年福祉課及び一宮市包括支援センター・アウンの協力をえて「認知症の正しい理解とサポーター養成」を実施。</p>	西成中学校	<p>生徒 461名 一般 45名</p>

イ. 生活環境部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
9・7 11・9	<p>公民館</p> <p>(1) 講座 「懐かしの蓄音機コンサート」、「演芸・落語」、 「脳トレ体操」、「災害時に役立つ豆知識」、 「バイオリン演奏会」他 全9講座</p> <p>(2) 町内運動会</p>	<p>西成公民館 ほか</p>	<p>のべ655名</p>
5・15 9・25 9・25 10・2	<p>瀬部校区 赤見校区(小学校運動会と合同) 浅野校区 西成校区</p>	<p>瀬部小 赤見小 浅野小 西成東小</p>	<p>のべ2,100名 のべ1,500名 のべ2,100名 のべ2,500名</p>
6・26 2・19	<p>(3) 体育レクリエーション事業 OBソフトボール大会、ビーチボール交歓大会 女子バレーボール大会 グラウンド・ゴルフ教室 5回 ビーチボール教室5回</p>	<p>瀬部 スポーツ広場 ほか4会場</p>	<p>のべ600名</p>
2・4 2・5	<p>(4) 文化展 書画・生花・写真・陶器・編み物等 357点出品</p>	西成公民館	1,159名来場

月 日	内 容	場 所	参加人員
9・4 、 11・4	高齢者の生きがいと健康づくり (1) 教養講座 「ご存知ですか、土地と建物の固定資産税」 「あなたのまちの歴史」「がん予防と早期発見」 「地震の備え(自助・共助・公助)」 「あなたのまわりに潜む危険な罠」 「知っておきたい、心臓に負担をかけない生活」 「チェックしながら家庭で防災」ほか全16講座開催	西成公民館 ほか8会場	のべ1,149名
4・1 、 3・31	(2) 趣味クラブ活動を支援 囲碁、書道、盆栽、カラオケ、水墨画 グラウンドゴルフ、太極拳ほか全7クラブ	西成公民館 ほか	会員数158名
5月中 10月中 10・29	環境美化 (1) 一斉ごみゼロ運動の実施 ・啓発 町内掲示板にポスターを掲出した。 啓発ポスター、のぼり旗(各町内会2枚追加)、 横断幕(各小学校)を掲出した。 小中学生への啓発チラシ配布 ポスター原画は連区内小中学生の作品から選出 ・清掃活動 市のごみゼロ運動に呼応し、連区の統一実施日 として10月29日(土)を決め、各町内会に依頼 した。参加者に対し軍手を手当てした。 また、西成中学校、西成東部中学校、南部中学校 の生徒とコラボして自分の住んでいる町内会で清 掃活動を行った。 同日午前8時00分より春明公民館前にて、 西成校区春明町内会等の協力を 得て、セレモニーを実施した。	連区内 54町内会	
12・7 、 12・9	(2) 通学路花いっぱい運動 小学校の通学団集合場所をはじめ、通学路周辺の適 地に町内会等に協力を依頼し、「花いっぱい運動」 を実施した。	花苗(パンジー) 培養土 プランター	1,978株 176袋 50個
4・1 、 3・31	(3) アダプトプログラムへの登録、活動 国道155線を、出張所を中心に東西1信号の区間を 月1回清掃活動する「にしなり美化155会」で 清掃活動を行っている。		

ウ．安心安全部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
随時	交通安全 (1) のぼり旗の配布 ・交通安全(破損したものの交換)	各町内	200枚
11・19	(2) 交通安全教室(浅野校区)	浅野小学校	375名
2・下旬	(3) 交通安全機材の配布 老人クラブ、小中学校、保育園	小中学校等 老人クラブ員	13箇所 192名
9・4	防災 (1) 生活環境部会所管の高齢者教養講座にて各校区での防災関係講座の開講を依頼し、実施してもらった。	各校区内 公民館等	245名
11・4	(2) 見守りネットワーク事業の実施 地域福祉部会と合同でマニュアルを作成。それに基づき町内会組織の協力を得て、各町内の組(班、隣組)単位での独居老人世帯、老々世帯数を調査。老人クラブ及び民生児童委員等関係団体にも協力要請をした。	独居 826世帯 老々 774世帯 在宅介護 74世帯 (10/31現在)	174名
10・1	(3) 瀬部小学校において、簡易防災備蓄倉庫資材を利用し、避難訓練、炊き出し、簡易トイレ組み立て、救急法訓練、消火訓練の半日型訓練を実施した。	瀬部小学校	

エ．健全育成部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
10・3	公民館 親子ふれあい事業の開催	西成公民館 ほか3会場	246名
10・31	「親子プラネタリウムと星座の話」、 「親子ウッドバーニング教室」、「親子バスボム作り教室」、「親子紙工作教室」		
4・1	学校外活動 (1) 毎週または隔週でグラウンドゴルフ練習大会を4回開催(6/4、9/3、12/3、3/4)	西成東小	大会 のべ60名
3・31	(2) 西成探検隊(ウォーキング大会) (コース6.3km概要)	西成出張所	150名
11・8	西成出張所、東大赤見公民館、赤見国玉神社、大赤見公園、真清田神社御齋田、全久寺ほか		

月 日	内 容	場 所	参加人員
4・14 3・13	(3)小中学校の取り組み支援 「グラウンド・ゴルフ大会」、「たこ作り」 「あいさつ運動」、「うどん・焼きも作り」 「もちつき体験」、「親子ふれあい映画会」 「読み聞かせ」、「通学団会」 「親子ふれあい部活動」、「ボランティア活動」 「連区一斉ごみゼロ運動への参加」	各小中学校	のべ 8,431名
8・21	その他 三世代交流グラウンドゴルフ大会への協賛 西成連区老人クラブ連合会主催の同大会に対し、 協賛し賞品の提供をした。	西成東小	63名
10 下旬	あいさつ運動チラシ配布 小中学校の「あいさつ運動週間」にあわせてチラシ を作成し、全戸配布した。	連区内	13,000枚
11・下旬	小中学生の健全育成標語の取りまとめ 中学校区で標語の優秀作品について取りまとめ、 クリアファイルに標語を印刷し、小中学校の児童・ 生徒全員に配布した。 また、掲示板用のポスターを作成し町内会等へ配布し た。	各小中学校 掲示板用(A2) 町内、公所	3,400枚

オ．地域振興部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
7・16	公民館 夏祭りの開催(盆踊り・バザー)	西成公民館	1,500名
7・下旬	白台まつり、芝馬祭のポスター(A2)を作製 各町内会及び市内公共施設等に掲出し、啓発した。		
4・1 10・31	第4回「ザ!まつりinにしなり」写真コンテストの実施 西成連区内のまつりすべてを被写体として、実施した。 ・浅野公園つつじ祭り 11名15作品 ・お田植えまつり 3名 6作品 ・西成公民館夏祭り 1名 2作品 ・白台まつり 7名13作品 ・芝馬まつり 5名20作品 他6名10作品		
2・4・5	西成文化展において今昔写真を展示した。		

カ．広報部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
毎月1回	「西成連区地域づくり協議会だより」発行 全戸配布	/	/
随時	ホームページ「にしなり」(138nr.com)の情報更新 各コンテンツの内容を検討し、充実を図った。		
随時	各部会のブログへの投稿		

2 . 収支決算報告

収入の部

単位（円）

費 目	当初予算額	決 算 額	摘 要
市交付金等	8,207,000	8,207,000	
社会福祉協議会西成支会補助金等	2,863,000	3,750,580	
前年度繰越金	2,405,515	2,405,515	
諸収入	30,485	68,643	印刷代、預金利息
合 計	13,506,000	14,431,738	

支出の部

単位（円）

費 目	当初予算額	決 算 額	摘 要
会 務 費	310,000	217,009	
事 務 費	120,000	91,815	消耗品他
会 議 費	190,000	125,194	部会お茶代他
事 業 費	13,086,000	11,093,325	
地域福祉部会費	5,420,000	5,152,824	敬老会
生活環境部会費	3,201,000	2,770,604	公民館・高齢者等
安心安全部会費	1,830,000	1,072,098	交通・防犯、見守りネットワーク
健全育成部会費	945,000	637,974	公民館・学校外
地域振興部会費	550,000	481,929	夏祭り・まつりポスター
広報部会費	1,140,000	977,896	広報誌・ホームページ
予備費	110,000	0	
次年度繰越金	0	3,121,404	
合 計	13,506,000	14,431,738	

費目間の流用を認める

平成28年度西成連区地域づくり協議会の各事業報告書ならびに
収支決算書を以上のとおり提出します。

平成29年3月28日

西成連区地域づくり協議会
会長 坂 井 直 行

平成28年度 監査報告書

平成28年度西成連区地域づくり協議会の事業ならびに収支決算
について、平成29年3月17日西成出張所において、関係諸帳簿
ならびに証拠書類、預金通帳等を詳細に監査しましたが、いずれも
正確に処理されていたことを報告します。

平成29年3月28日

監事 松 浦 光 三

議案第2号 会則の一部改正について

1 . 会則別表を次のとおり改正する。

改正前 一宮市防犯協会西成支部

改正後 西成連区防犯委員会

西成連区地域づくり協議会会則（改正前）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、西成連区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域で各種共同活動を行い、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 安心・安全な地域づくりを推進するための事業
- (2) 環境問題に関する事業
- (3) 児童及び青少年の健全育成を図る事業
- (4) 高齢者及び障害者福祉の推進を図る事業
- (5) 地域の伝統、文化、スポーツの振興に関する事業
- (6) 地域の情報・活動を周知する事業
- (7) 町内会及び各種団体との連絡調整
- (8) その他地域の特性を生かした事業

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、西成出張所内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及び経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

第2章 会議

（会議）

第6条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

（総会）

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、別に定める西成連区地域づくり協議会部会員名簿の部会員（以下「部会員」という。）をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員³分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 協議会の会長、副会長、理事、会計、監事、部会長を選任すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること
- (5) その他協議会に関する重要事項に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、常設の議決機関で、部会員の中から選出された者で構成され、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算を審議し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

3 役員会の役員の定数は、30人以内とする。

(部会)

第9条 部会は地域福祉部会、生活環境部会、安心安全部会、健全育成部会、地域振興部会、広報部会の6つの部会とし、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。

3 部会には、副部会長1名と総務(記録、広報担当、会計)1名を置く。

(会議の議決)

第10条 会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、会議の長がこれを決する。

第3章 役員

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 1名 |
| (6) 部会長 | 6名 |

2 会長は、過去に町会長連区代表者の経験がある者で、現にその職にない者をもって充てることとし、総会で選任する。

3 第1項第2号から第5号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。

4 部会長は部会員の互選により選任する。

5 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

6 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないが、その期間は通じて原則4年を超えることはできない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入とする。

(帳簿の整備)

第15条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 西成連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計及び事務の監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(組織と活動の特例)

第17条 協議会の活動を円滑に行うため、小学校区又は中学校区を単位とした組織運営及び活動ができるものとする。

2 前項の小学校区又は中学校区を単位とした活動を行うときは、役員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この会則は、平成20年5月2日から施行する。

付 則 (平成21年4月30日改正)

1 この会則は、平成21年4月30日から施行する。

付 則 (平成24年3月27日改正)

1 この会則は、平成24年3月27日から施行する。

付 則 (平成25年3月27日改正)

1 この会則は、平成25年3月27日から施行する。

付 則 (平成28年3月29日改正)

1 この会則は、平成28年3月29日から施行する。

別表（第5条関係）

西成連区町会長協議会	西成連区民生児童委員協議会
西成公民館	西成連区交通安全会
一宮市防犯協会西成支部	西成連区自主防災会連絡協議会
一宮市消防団西成南分団及び北分団	西成連区資源回収推進協議会
西成連区廃棄物減量等推進員会	西成連区児童育成協議会
西成小学校	西成小学校 P T A
瀬部小学校	瀬部小学校 P T A
赤見小学校	赤見小学校 P T A
浅野小学校	浅野小学校 P T A
西成東小学校	西成東小学校 P T A
西成中学校	西成中学校 P T A
西成東部中学校	西成東部中学校 P T A
西成連区学校外活動推進委員会	西成連区老人クラブ連合会
スポーツ推進委員	瀬部山車・臼台祭保存会
西成地域振興会	一宮つつじ祭推進協議会
水法芝馬祭保存会	西成連区保護司会
M A C	一宮市身体障害者福祉協会西成支部
一宮市社会福祉協議会西成支会	西成連区内の派出所及び交番
一宮市赤十字奉仕団西成分団	時之島協和会
西成連区遺族会	子育てネットワーク
西成連区女性の会	西成連区グラウンドゴルフクラブ
一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会西成支部	

西成連区地域づくり協議会会則（改正案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、西成連区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域で各種共同活動を行い、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 安心・安全な地域づくりを推進するための事業
- (2) 環境問題に関する事業
- (3) 児童及び青少年の健全育成を図る事業
- (4) 高齢者及び障害者福祉の推進を図る事業
- (5) 地域の伝統、文化、スポーツの振興に関する事業
- (6) 地域の情報・活動を周知する事業
- (7) 町内会及び各種団体との連絡調整
- (8) その他地域の特性を生かした事業

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、西成出張所内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及び経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

第2章 会議

（会議）

第6条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

（総会）

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、別に定める西成連区地域づくり協議会部会員名簿の部会員（以下「部会員」という。）をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員^がの3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 協議会の会長、副会長、理事、会計、監事、部会長を選任すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること
- (5) その他協議会に関する重要事項に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、常設の議決機関で、部会員の中から選出された者で構成され、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算を審議し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

3 役員会の役員の定数は、30人以内とする。

(部会)

第9条 部会は地域福祉部会、生活環境部会、安心安全部会、健全育成部会、地域振興部会、広報部会の6つの部会とし、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。

3 部会には、副部会長1名と総務(記録、広報担当、会計)1名を置く。

(会議の議決)

第10条 会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、会議の長がこれを決する。

第3章 役員

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 1名 |
| (6) 部会長 | 6名 |

2 会長は、過去に町会長連区代表者の経験がある者で、現にその職にない者をもって充てることとし、総会で選任する。

3 第1項第2号から第5号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。

4 部会長は部会員の互選により選任する。

5 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

6 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないが、その期間は通じて原則4年を超えることはできない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入とする。

(帳簿の整備)

第15条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 西成連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計及び事務の監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(組織と活動の特例)

第17条 協議会の活動を円滑に行うため、小学校区又は中学校区を単位とした組織運営及び活動ができるものとする。

2 前項の小学校区又は中学校区を単位とした活動を行うときは、役員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この会則は、平成20年5月2日から施行する。

付 則 (平成21年4月30日改正)

1 この会則は、平成21年4月30日から施行する。

付 則 (平成24年3月27日改正)

1 この会則は、平成24年3月27日から施行する。

付 則 (平成25年3月27日改正)

1 この会則は、平成25年3月27日から施行する。

付 則 (平成28年3月29日改正)

1 この会則は、平成28年3月29日から施行する。

付 則 (平成29年3月 日改正)

1 この会則は、平成29年3月 日から施行する。

別表（第5条関係）

西成連区町会長協議会	西成連区民生児童委員協議会
西成公民館	西成連区交通安全会
西成連区防犯委員会	西成連区自主防災会連絡協議会
一宮市消防団西成南分団及び北分団	西成連区資源回収推進協議会
西成連区廃棄物減量等推進員会	西成連区児童育成協議会
西成小学校	西成小学校 P T A
瀬部小学校	瀬部小学校 P T A
赤見小学校	赤見小学校 P T A
浅野小学校	浅野小学校 P T A
西成東小学校	西成東小学校 P T A
西成中学校	西成中学校 P T A
西成東部中学校	西成東部中学校 P T A
西成連区学校外活動推進委員会	西成連区老人クラブ連合会
スポーツ推進委員	瀬部山車・臼台祭保存会
西成地域振興会	一宮つつじ祭推進協議会
水法芝馬祭保存会	西成連区保護司会
M A C	一宮市身体障害者福祉協会西成支部
一宮市社会福祉協議会西成支会	西成連区内の派出所及び交番
一宮市赤十字奉仕団西成分団	時之島協和会
西成連区遺族会	子育てネットワーク
西成連区女性の会	西成連区グラウンドゴルフクラブ
一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会西成支部	

議案第 3 号 役員改選について

会長 (1 名)	過去に連区長の職にあったもので総会で選任
副会長 (2 名)	} 会長が指名し、総会で選任
理事 (22 名)	
会計 (1 名)	
監事 (1 名)	
部会長 (6 名)	部会員の互選により選任

役員の数数は 3 0 人以内。

議案第4号 平成29年度事業計画(案)について

ア. 地域福祉部会関係

- ・敬老会 満75歳以上(4,641名)の敬老者を校區別にお祝い
式典、演芸、お楽しみ抽選会を開催
数え100歳以上に祝い金を贈呈
- ・ご近所の絆「見守りネットワーク」事業の展開(安心安全部会と合同)

イ. 生活環境部会関係

- ・公民館 各種講座の開設(12講座)
町内運動会の開催(4校区)
体レク事業の開催(6事業)
文化展の開催
- ・高齢者 教養講座の実施(4校区17講座)
趣味クラブを支援(8クラブ)
- ・環境美化 一斉ごみゼロ運動・スタート式(校区持ち回り:浅野校区)
ボランティア活動(アダプトプログラム)の推進
ビューティフル ウィンドウズ 運動の展開(通学路周辺花いっぱい運動)

ウ. 安心安全部会関係

- ・交通安全 啓発のぼり旗設置(全町内、小中学校、保育園)
啓発用品の配布(老人クラブ、小中学校)
交通安全教室の開催(校区持ち回り:赤見校区)
- ・防 犯 啓発チラシの配布(全町内)
小学校見守り隊事業の支援
- ・防 災 ご近所の絆「見守りネットワーク」事業の展開
(地域福祉部会と合同)
防災訓練活動計画の立案(校区持ち回り:西成校区)

エ. 健全育成部会関係

- ・公民館 親子ふれあいの4事業開催
- ・学校外 グラウンドゴルフ大会 5回(子供4回、三世代1回)
西成探検隊(ウォーキング大会)(校区持ち回り:瀬部校区)
小中学校との連携の強化
- ・その他 小中学生の健全育成標語のとりまとめ
小中学校との連携し「あいさつ運動」の推進

オ. 地域振興部会関係

- ・ 公民館 夏祭りの開催
- ・ 町内会、諸団体等の行催事をホームページで紹介、写真コンテストの実施
- ・ 西成今昔写真を「西成文化展」に出展

カ．広報部会関係

- ・ 広報誌を毎月全戸配布（第109号～第120号）
- ・ 情報発信の開拓
- ・ ホームページの運営

議案第5号 平成29年度収支予算(案)について

収入の部

単位(円)

費目	当初予算額	前年度予算額	前年度決算額	摘要
一宮市交付金	8,240,000	8,207,000	8,207,000	
社会福祉協議会西成支会補助金等	2,429,000	2,863,000	3,750,580	
前年度繰越金	3,121,404	2,405,515	2,405,515	
諸収入	30,596	30,485	68,643	印刷費、利息等
合計	13,821,000	13,506,000	14,431,738	

支出の部

単位(円)

費目	当初予算額	前年度予算額	前年度決算額	摘要
会務費	310,000	310,000	217,009	
事務費	120,000	120,000	91,815	消耗品他
会議費	190,000	190,000	125,194	部会お茶代他
事業費	13,361,000	13,086,000	11,093,325	
地域福祉部会費	5,695,000	5,420,000	5,152,824	敬老会、認知症見守りネットワーク
生活環境部会費	3,201,000	3,201,000	2,770,604	公民館・高齢者等
安心安全部会費	1,830,000	1,830,000	1,072,098	交通・防犯・防災
健全育成部会費	945,000	945,000	637,974	公民館・学校外
地域振興部会費	550,000	550,000	481,929	夏祭り・地域情報
広報部会費	1,140,000	1,140,000	977,896	広報誌・ホームページ
予備費	150,000	110,000	0	
繰越金	0	0	3,121,404	
合計	13,821,000	13,506,000	14,431,738	

費目間の流用を認める